平成２９年（フ）第２５４号
京都府向日市寺戸町殿長13番地の１　サニーライフ東向日　203号、前住所大阪府三島郡島本町山崎１丁目４番20号　アムール山崎102号
債務者　下地　裕樹
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
兵庫県尼崎市大庄中通１丁目51番地の13
債務者　森　　澄樹
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９８号
兵庫県西宮市櫨塚町１番１号
債務者　周藤　幹子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３０号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目17番地の14　園田駅前ビル603号
債務者　酒井　清造
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
広島県三原市中之町７丁目14番６号
債務者　難波　龍次
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１７号
広島県世羅郡世羅町大字東神崎233番地11
債務者　友近　純衣
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１５号
山口県下松市生野屋５丁目２番８号　国友アパート
債務者　岸田　香代（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１８号
愛媛県新居浜市中筋町２丁目２番18号、前住所愛媛県新居浜市山根町４番13号
債務者　河合　敏弘
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２４号
愛媛県新居浜市角野新田町３丁目８番４号、前住所愛媛県新居浜市東田２丁目甲1625番地の８
債務者　藤原　幸恵
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市五ヶ別府町3266番地４
債務者　有馬　寛人
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５２号
沖縄県南城市佐敷字屋比久120番地
債務者　宮城和歌子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５６号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目14番地の12（M’ S石原402号）
債務者　大城小百合（旧姓吉開）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４号
山形県最上郡真室川町大字新町779番地５
債務者　羽賀　良助
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１９号
富山市北代4376番地７
債務者　中濱美砂子（旧姓新家）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８７号
奈良市富雄元町１丁目３番12―Ⅱ―102号
債務者　太田　裕也
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３８８号
奈良市富雄元町１丁目３番12―Ⅱ―102号
債務者　太田裕美佳
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
奈良県葛城市林堂48番地15、前住所大阪府松原市上田７丁目18番７号
債務者　上田　敦子（旧姓明石）
1　決定年月日時　平成29年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係